

2021 年 3 月 23 日

特定非営利活動法人
消費者市民ネットとうほく 御中

東北電力株式会社

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますのご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の書類を送付いたしますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

○ 送付書類

- ・ ご回答書
- ・ 選択約款「時間帯別電灯 A」比較表（抜粋）【参考資料】

以上

[お問合せ先]

東北電力株式会社

TEL：022-225-2111

2021年3月23日

特定非営利活動法人

消費者市民ネットとうほく 御中

東北電力株式会社

ご回答書

第1 はじめに

当社では、一日の電気の使われ方を平準化するために、電気利用が少なくなる夜間帯での電気利用の拡大を図ることとし、夜間帯の割安な電気料金単価の設定に加えて、1984年には「深夜機器割引」を導入することにより、深夜機器（電気温水器や蓄熱式電気暖房器等）の普及拡大に取り組んでまいりました。

深夜機器割引については、長年に亘って多くのお客さまに深夜機器をご採用いただき、夜間帯の電気のご利用が進んだこと等から、2014年3月31日をもって新規適用を終了しましたが、新規適用終了後においても、深夜機器の更なる導入拡大や節電、太陽光発電の導入によって更に平準化が進んでいく中、既に割引を受けている既存のお客さまに最大限配慮し、これまで7年間に亘って割引を継続して参りました。

深夜機器割引の適用を受けている、比較的早期に深夜機器をご採用いただいたお客さまにおいては、電気温水器や蓄熱式電気暖房器等の電気ヒーター機器を導入いただいておりますが、これらの機器は料金が安い夜間の電気の使用を前提とした機器である一方、使用電力量が多いという側面があります。電化機器の省エネ性能は各メーカーの研究・開発により年々向上してきており、現在は従来の電気ヒーター機器と比較して、省エネで高効率なヒートポンプ機器（エコキュートや暖房エアコン等）が開発され、徐々に普及が進んできたところです。

近年、世界的に地球環境問題が深刻化する中、当社は責任ある事業主体として国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する必要があると考えております。世界的な地球環境問題への対応という観点からは、電気ヒーター機器を導入いただいたお客さまにも、買い替え時期をとらえて、より環境にやさしいヒートポンプ機器を導入いただくことが地球環境問題への取り組みとして重要になるものと考えております。

このため当社は、現在ご契約いただいている料金プランや、夜間帯の割安な電気料金単価等が残しつつも、「深夜機器割引」は終了することとし、より環境にやさしい電気の使い方を推進するため、ヒートポンプ機器への導入サポート等に取り組んでいくことといたしました。

第2 ご照会事項についてのご回答

1 ご照会事項1の1について

深夜機器割引の終了については、ご質問いただいているとおり、約款変更規定にもとづくものですが、時間帯別電灯Aの例で申し上げますと、具体的には、「選択約款」の2（選択約款の変更）（1）ハにもとづき行うものです。

時間帯別電灯A（令和2年4月1日実施）（抜粋）

2 選択約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

変更前の選択約款「時間帯別電灯A」附則2（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）（2）において、既存の割引適用中のお客さま（2014年3月31日で新規割引適用を停止中）に限って深夜機器割引を行って料金を算定する旨記載しておりますが、2021年3月31日をもって深夜機器割引を終了することから、附則2（1）の冒頭部分に、「この選択約款実施の日（2021年4月1日）を含む料金の算定期間に限り、深夜機器割引を適用する」旨の規定を追加することにより、以降の深夜機器割引の適用を終了することといたしました（ご参考までに、「時間帯別電灯A」の新旧比較表（抜粋）を添付いたします）。

2 ご照会事項1の2について

今回の約款変更は、割引を終了するというものであり、これにより電気を継続的に使用するという契約の目的に反するとは考えておらず、変更に係る事情に照らして合理的なものであることから、約款変更が認められると考えております。変更の必要性および変更後の内容の相当性等については、以下のとおり判断いたしました。

【変更の必要性】

深夜機器割引は、導入当時における電力需要の昼夜間の格差拡大等の事情のもと、昼間の負荷を夜間に移行することで供給力の安定を図るとともに、発電所の効率的な運用によって供給原価の低減をはかるために導入いたしました。

深夜機器割引の導入当時と比べると、深夜機器の普及等によって深夜時間帯の電力需要が増加している一方、太陽光発電の普及や省エネルギーの進展等によって昼間の電力需要は減少しており、割引の目的であった昼間への負荷の移行は相当程度達成されている状況であることから、当時の制度に従い、経済産業大臣へ届出のうえ、2014年3月をもって深夜機器割引の新規適用を停止いたしました。

深夜機器割引の新規適用停止以降は、太陽光発電の拡大による昼間需要の減少や、深夜機器の導入拡大による更なる夜間需要の盛り上がりを受け、昼間と夜間の格差がより縮まっており、割引の目的であった昼間への負荷の移行は相当程度達成されておりましたが、既に割引を受けているお客さまについては、影響を最大限考慮し、これまで7年間の長期に亘る割引を継続してきました。

しかしながら、新規適用停止後に割引を受けずにエコキュートを使用されるお客さまが相当程度拡大してきており、そうしたお客さまとの公平性（同じ使用機器・形態でありながら料金水準が異なるケースがあること）の確保が必要であると判断し、深夜機器割引を終了することとしました。

また、近年、世界的に環境問題が深刻化する中、当社は責任ある事業主体として国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する必要があると考えており、二酸化炭素排出量の削減や環境負荷の低減を背景として、効率の高いヒートポンプ機器の普及拡大を一層強化し、これまで以上に省エネを推進していくこととしておりますが、先ほど申し上げた通り、電気ヒーター機器は料金が安い夜間の電気の使用を前提とした機器である一方、使用電力量が多いという側面があることから、省エネで効率的なヒートポンプ機器の導入サポートにも取り組んでいくこととしたものです。

したがって、深夜機器割引の導入の経緯、それ以降の事情の変化、割引の適用を受けているお客さまと受けていないお客さまとの間の公平性の問題が生じていること、および省エネの推進等に鑑みれば、割引終了はやむを得ないものと判断しております。

【変更後の内容の相当性およびその他の変更に係る事情】

変更後の約款は、深夜機器割引がなくなるというものであり、深夜機器割引を受けていないお客さまと同等の供給条件となることから、変更後の内容の相当性は十分認められると考えております。

なお、今回行おうとしているのは、電気料金割引の終了であるため、値上げと比較してお客さまが大きな不利益を受けるものではないと考えております。

また、深夜機器割引の新規適用を停止してから7年が経過しようとしております。現在深夜機器割引の適用を受けているお客さまは最低でも7年間割引を受けており、

割引の適用を受けていないお客さまと比べて、十分なメリットを受けていることから、お客さまに与える不利益は小さいものと考えております。

加えて、当社は2020年9月24日に深夜機器割引の終了を公表し、割引の終了(2021年3月31日)までに約半年間を設定しておりますが、当社としては、深夜機器割引終了によるお客さまの不利益を最大限軽減するために、以下の措置や機会を設けております。

- ・高効率のヒートポンプ機器の設置を行うにも十分な期間を確保していること。
- ・電気料金の負担軽減につながるヒートポンプ機器への買い替えに係る費用助成を行うこと。
- ・ご愛顧感謝割引として3か月分の基本料金を無料にする措置
- ・ご当地商品や商品券等と交換できる当社Webサービスのポイント付与を行うこと。
- ・お客さまのご負担なく（解約に伴う違約金等の金銭負担を伴わない）、料金プランの変更や当社との契約の解約が可能であること。

3 ご照会事項1の3について

2014年3月31日以前より、蓄熱式電気暖房器・電気温水器やエコキュート等を設置の需要場所でご使用のお客さまが対象となります。

同割引が適用されている契約者数と全契約世帯数に占める割合については、自由化分野に関わるものであり、競争上の観点から回答は差し控えさせていただきますが、オール電化のお客さまは引き続き増加しているものの、本割引が適用されるお客さまについては、2014年4月1日以降、契約の廃止等により減少傾向となっております。

4 ご照会事項1の4について

お客さま各々お使いの深夜機器や容量によって割引額が異なっております。また、お客さまそれぞれで使用形態も相違する（電気料金が異なる）ため、一概には申し上げられません。

5 ご照会事項1の5について

まず、エコキュートの耐用年数については、設置場所や使用環境等によっても異なるものの、一般的には10年から15年と言われておりますが、その他の深夜機器も含め、詳細をご確認いただく場合は、直接、機器の製造メーカーにお問い合わせいただきますようお願いいたします。

次に、料金プランについては、ご希望により、お客さまの過去の使用実績等から、他料金プランの試算をさせていただいております。

また、お客さまの経済的負担の影響緩和のため、電気料金の負担軽減につながるヒートポンプ機器への買い替えに係る費用の助成、ご愛顧感謝割引として3か月分の基本料金を無料にする措置やご当地商品や商品券等と交換できる当社Webサービス

のポイント付与を行う等、当社としては、深夜機器割引終了によるお客さまの不利益を最大限軽減するための措置や機会を設けております。

最後に、蓄熱式電気暖房器から暖房エアコンへ、電気温水器からエコキュートへ買い替えする場合の費用については、取り付け機種や設置場所等にもよるため、一概には申し上げられません。

6 ご照会事項1の6について

ヒートポンプ機器は電気だけでなく、空気の熱等を利用して熱エネルギーを得る仕組みであるため、高い省エネ性能を有します。一般的に、電気ヒーターの機器は、1の電気を1の熱エネルギーに変換するのに対し、ヒートポンプ機器は、1の電気と2の空気熱で3以上の熱エネルギーに変換するため、エネルギー効率が低いといえます。

深夜機器割引の終了を契機に、お客さまがこれまでの電気ヒーター機器から省エネ性能の高いヒートポンプ機器への買い替えを行っていただくことで、環境負荷に対する改善効果が得られるものと考えています。当社としては、本割引の終了に際し、ヒートポンプ機器への買い替えに係る費用の助成に取り組んでおり、当初は2021年8月中旬までの応募期間であったところを、2021年12月末までの応募期間に延長しております。なお、買い替え前後の機器や使用形態等の諸条件によって異なってくるため、改善効果を数値化することは難しい状況です。

7 ご照会事項2について

検針結果のお知らせ方法については、自由料金プラン（選択約款含む）および規制料金プラン（特定小売供給約款の契約種別）のすべてのご家庭（ご契約）において、2021年4月から順次ペーパーレス化し、インターネット上でのお知らせに移行することとしております。

そのうち、書面発行手数料の有料化については、自由料金プランをご契約のお客さまを対象としており、規制料金プランをご契約のお客さまは、対象とはしないこととしております。

自由料金プランをご契約のお客さまが書面発行を希望される場合は、書面発行手数料を申し受けることとしており、例外措置を講じる予定はありません。

以上

選択約款「時間帯別電灯 A」比較表（抜粋）

令和 2 年 4 月 1 日実施	令和 3 年 4 月 1 日実施
附 則 1 実施期日 この選択約款は、令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 1 日から実施いたします。 2 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 適 用 イ 5 時間通電機器にかかわる取扱い ㏾ 当社は、本則 8（使用電力量の計量）(2)イに該当し、当該一般送配電事業者が毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間を適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。 なお、当社は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。 ㏿ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 2（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 b a に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされた㏾に該当する夜間蓄熱式機器 ㏼ ㏿の場合で、当該一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものいたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。	附 則 1 実施期日 この選択約款は、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日から実施いたします。 2 5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置 (1) 適 用 <u>当社は、お客さまが次のイ㏾に定める 5 時間通電機器またはロ㏾に定める通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合は、この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金に限り、本則 7（料金）にかかわらず、(2)により料金を算定いたします。</u> イ 5 時間通電機器にかかわる取扱い ㏾ 当社は、本則 8（使用電力量の計量および算定）(2)に該当し、当該一般送配電事業者が毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間を適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器といたします。 なお、当社は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。 ㏿ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの 5 時間通電機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。 a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 2（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 b a に該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされた㏾に該当する夜間蓄熱式機器 ㏼ ㏿の場合で、当該一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものいたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則 8（使用電力量の計量および算定）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

選択約款「時間帯別電灯A」比較表（抜粋）

令和2年4月1日実施	令和3年4月1日実施
□ 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い ⅴ 当社は、次のaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 a 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 (a) 給水温度を検知できること。 (b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (d) 毎日の夜間時間（本則8〔使用電力量の計量〕(2)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。 ⅵ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則2（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 b aに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたⅴaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器 ⅶ 当社は、ⅴaまたはbに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (2) 料 金 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、本則7（料金）にかかわらず、本則7（料金）によって料金として算定された金額から、(3)に定める割引対象容量にもとづき、ⅴによって算定された5時間通電機器割引額またはⅵによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。 ⅴ 5時間通電機器割引額	□ 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い ⅴ 当社は、次のaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器を通電開始時刻が制御可能な夜間蓄熱式機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）といたします。 a 次のいずれにも該当する機能を有する貯湯式電気温水器 (a) 給水温度を検知できること。 (b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。 (c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。 (d) 毎日の夜間時間（本則8〔使用電力量の計量および算定〕(2)の場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。 b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。 ⅵ 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱式機器を通電制御型夜間蓄熱式機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、通電制御型夜間蓄熱式機器をすべて取り外された場合を除きます。 a この選択約款実施の際現に旧選択約款附則2（5時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において通電制御型夜間蓄熱式機器の適用を受けている夜間蓄熱式機器 b aに該当する夜間蓄熱式機器を使用される需要場所において、取付けまたは取替えをされたⅴaまたはbに該当する夜間蓄熱式機器 ⅶ 当社は、ⅴaまたはbに定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (2) 料 金 5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、本則7（料金）にかかわらず、本則7（料金）によって料金として算定された金額から、(3)に定める割引対象容量にもとづき、ⅴによって算定された5時間通電機器割引額またはⅵによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。 ⅴ 5時間通電機器割引額

選択約款「時間帯別電灯A」比較表（抜粋）

令和2年4月1日実施	令和3年4月1日実施																				
5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。 <table> <tr> <td>貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>253円00銭</td></tr> <tr> <td>蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>198円00銭</td></tr> </table> □ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。 <table> <tr> <td>貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>209円00銭</td></tr> <tr> <td>蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>176円00銭</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 本則7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイまたはロによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <td>1契約につき</td><td>336円60銭</td></tr> </table> （省略）	貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭	蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	198円00銭	貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	209円00銭	蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	176円00銭	1契約につき	336円60銭	5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。 <table> <tr> <td>貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>253円00銭</td></tr> <tr> <td>蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>198円00銭</td></tr> </table> □ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。 <table> <tr> <td>貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>209円00銭</td></tr> <tr> <td>蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき</td><td>176円00銭</td></tr> </table> ハ 最低月額料金 本則7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計からイまたはロによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table> <tr> <td>1契約につき</td><td>336円60銭</td></tr> </table> （省略）	貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭	蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	198円00銭	貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	209円00銭	蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	176円00銭	1契約につき	336円60銭
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭																				
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	198円00銭																				
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	209円00銭																				
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	176円00銭																				
1契約につき	336円60銭																				
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	253円00銭																				
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	198円00銭																				
貯湯式電気温水器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	209円00銭																				
蓄熱式電気暖房器等の機器の割引対象容量1キロボルトアンペアにつき	176円00銭																				
1契約につき	336円60銭																				